

ミャンマー国ヤンゴン市の低炭素都市づくりに向けた 都市間連携の覚書を締結しました。

～かわさきグリーンイノベーションクラスターを通じた環境技術による国際貢献の取組～

川崎市では、平成26年5月に策定した「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、「かわさきグリーンイノベーションクラスター※」を通じた環境技術・環境産業の振興と環境技術による国際貢献に取り組んでおり、平成27年度環境省JCM（二国間クレジット）事業※の採択を受け、ミャンマー国ヤンゴン市の低炭素化に繋がる案件発掘と新たな都市間連携の構築に取り組み、この度**ミャンマーの最大都市であるヤンゴン市と、低炭素都市づくりに向けた都市間連携の覚書を締結**いたしました。

また、平成28年3月31日、昨年度に引き続き平成28年度の環境省JCM事業に採択され、この事業を通じて、ヤンゴン市との都市間連携を更に深めていきます。

「アジア最後のフロンティア」と呼ばれるミャンマーで経済成長著しいヤンゴン市の低炭素都市づくり支援を通して、市内企業等の現地展開や新たな環境関連プロジェクトの形成を目指します。

※かわさきグリーンイノベーションクラスター：

環境関連の技術を有する企業、支援機関、NPO、行政等の多様な主体により構成されたネットワーク。

※JCM（二国間クレジット）事業：

JCM（Joint Crediting Mechanism）は、途上国に優れた低炭素技術、製品、システム、サービスを導入・普及することで、現地の温室効果ガス削減に貢献し、実現した削減量を適切に評価し、日本の削減目標の達成に活用する制度。

■覚書の内容

1 締結日：

平成28年3月25日（金）

2 署名者：

川崎市長 福田紀彦

ヤンゴン市長 フラ・ミン氏

3 協力内容：

- （1）二国間クレジット制度を活用した低炭素化プロジェクトの発掘、支援
- （2）ヤンゴン市の低炭素都市づくりに向けた技術協力、情報交流
- （3）環境分野における新規ビジネスの創出に向けた支援



問合せ先：

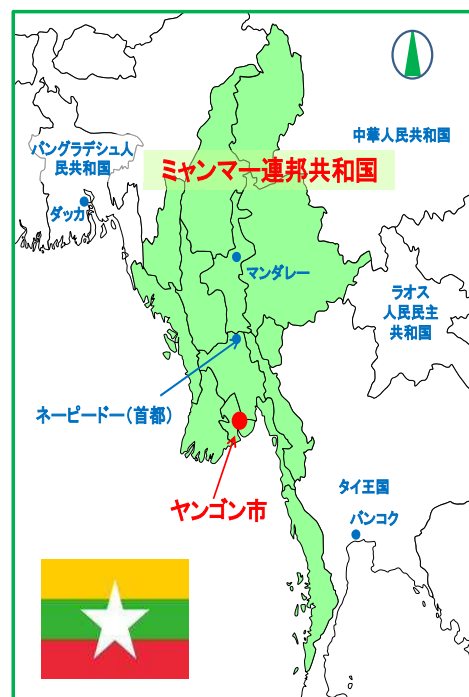
経済労働局国際経済推進室

電話044-200-3213

(参考)

■ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市の概要

- ・面積：598.8 km²
(川崎市は 143 km²)
- ・人口：521 万人 (2014 年)
(川崎市は 147 万人 (2015 年))
- ・ミャンマー連邦共和国の旧首都であるヤンゴン市は、ミャンマー最大の商業都市であり、2011 年軍事政権から文民政権に移行したことにより経済封鎖が解除されて以降、外国資本の流入や民間開発により急速な発展が進んでおり、アジア最後のフロンティアとして、日本を含め多くの国・産業が注目している。

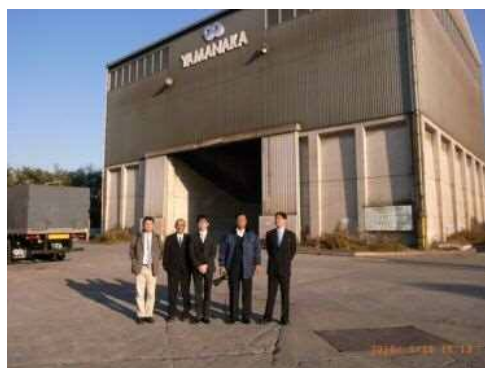


■これまでの経緯

- ・平成 27 年 8 月 環境省 JCM (二国間クレジット) 事業として「ヤンゴン市における都市間連携による JCM 案件形成可能性調査」が採択を受ける。
- ・平成 28 年 1 月 ヤンゴン市関係者を川崎市へ招聘。
- ・平成 28 年 1 月 ヤンゴン市主催による「ヤンゴン市・川崎市都市間連携ワークショップ」で川崎市の取組を紹介。



川崎商工会議所表敬



市内のリサイクル企業視察



ヤンゴン市で開催された都市間連携ワークショップ



(参考：日本語訳)

ミャンマー国ヤンゴン市と日本国川崎市の都市間連携に関する覚書

ヤンゴン市と川崎市は、ヤンゴン市の低炭素都市づくりに向けた都市間連携を促進し、また両市の更なる発展に寄与するため、以下の内容について覚書を締結する。

- 1 両市は、両市が対等で Win-Win の関係にあるという原則に基づき協力体制を構築し、技術協力・情報交流・経済交流の分野においてヤンゴン市の低炭素都市づくりに向けた都市間連携の促進と、両市の更なる発展に寄与するため、取り組むものとする。
- 2 上記の目的を達成するため、両市は以下の内容について協力して取り組む。
 - (1) 二国間クレジット制度を活用した低炭素化プロジェクトの発掘、支援。
 - (2) ヤンゴン市の低炭素都市づくりに向けた技術協力、情報交流。
 - (3) 環境分野における新規ビジネスの創出に向けた支援。
- 3 本覚書に基づき、両市は情報交流や研修のために両市を相互に訪問する。
- 4 本覚書は、署名日にその効力を生じ、3年間を有効期間とする。また、どちらかの市が MOU を破棄したい場合は、1ヶ月前までに文書にて意思表示を行うものとし、そうでなければ自動更新するものとする。
- 5 本覚書の内容は、両市の書面による同意のもと、改正を行えるものとする。
- 6 本覚書の解釈から生じるいかなる相違について、相互の信頼と協議により友好的に解決するものとする。
- 7 本覚書締結の証として、本書を英語にて2部作成し、双方1部ずつ保有する。

2016年3月25日

フラ・ミン
ヤンゴン市長

福田 紀彦
川崎市長